

標準現場説明書(役務的保証)

第1 一般事項

- (1) この工事の入札(又は見積書の提出)に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書(見積依頼書を含む。)、図面、仕様書、入札心得書(又は見積心得書)、建設工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書(又は見積書)を提出することとする。
- (2) この工事の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 契約の保証について

- (1) 受注者は、建設工事請負契約書案の提出とともに、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵(かし)担保特約を付したものに限る。)に係る証券を提出しなければならない。
 - ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄は、以下の内容を記載し、申し込むこと。
(分任契約担当官 陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊長 瀬川 清明)
 - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - エ 保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。また、瑕疵担保特約に係る保証金額は、請負代金額の10分の3とする。
 - オ 保証期間は、工期を含むこととする。
 - カ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
 - ク 瑕疵担保特約については、債務不履行がなく公共工事履行保証証券による保証を使用しなかった場合は、工事目的物引渡し後、解約することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、1件につき契約金額が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項に該当し、建設工事請負契約書の作成を省略することができる場合は、契約の保証を付さなくてもよいこととする。

3 工期変更の場合における保証事業会社に対する通知について

- (1) 前払保証約款第7条の2に基づく被保証者(発注者)から保証事業会社に対する通知は、建設工事請負契約書第37条第3項に定めるところにより、受注者が直ちに行うこととする。
- (2) 受注者は、前号により保証事業会社に対して通知を行った時は、その旨を発注者に対して通知することとする。

4 建設工事請負契約書案について

- (1) 第1条関係(総則)
 - ア 仮設、施工方法等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める。
 - イ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - ウ 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- (2) 第2条関係(関連工事の調整)

受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならない。

また、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできない。
- (3) 第6条関係(一括委任及び一括下請負の禁止)

下請負に係る工事の目的物が独立した工作物であり、通常工事1件として発注できるような場合及び工事の主体的な部分を取りまとめて他の1人の建設業者に下請負させるような場合についても本条に該当する。
- (4) 第7条関係(下請負人の通知)

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の氏名等を含む。
- (5) 第10条関係(現場代理人及び主任技術者等)
 - ア 専任の主任技術者又は監理技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、恒常的な雇用関係とは、受注者から入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあるものをいう。
 - イ 「監理技術者」とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
- (6) 第11条関係(履行報告)

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含まれる。

- (7) 第17条関係(工事用地の確保等)
「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。
- (8) 第20条関係(設計図書の変更)
設計図書の変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計図書の変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末)までに行う。
- (9) 第21条関係(工事の中止)
第3項にいう、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。
- (10) 第26条関係(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
ア 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更(以下「スライド」という。)は、残工事の工期が2か月以上ある場合に行う。
イ 第1項の「特別な事情」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。
- (11) 第30条関係(不可抗力による損害)
ア 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
イ 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額(この額が20万円を超えるときは20万円)に満たないものは、損害額に含めない。
- (12) 第36条関係(保証契約の変更)
第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うこととし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。
- (13) 第39条関係(瑕疵担保)
第2項における瑕疵担保期間の存続期間は、原則として木造の建物等の建設工事の場合は1年とし、コンクリート造等の建物又は土木工作物等又は設備工事等の建設工事は2年とする。ただし、木造の建物等の建設工事に設備工事を含めて契約する場合における設備工事の担保期間は1年とする。
- (14) 第44条関係(解除に伴う措置)
「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。
「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。
- (15) 第45条関係(火災保険等)
建設工事請負契約書第50条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱い、次のとおりとする。
なお、この取扱いにより難しいときは、必要に応じて契約担当官等と協議することとする。
ア 受注者は、次の原因によって起こる損害をてん補できる保険を、付保することとする。
なお、受注者自ら当該保険に付加して付する特約等については、これを妨げるものではない。
(ア) 火災、落雷、爆発又は破裂
(イ) 台風、せん風、暴風雨の風災
イ 保険金は、原則として請負代金額とする。
ウ 保険に加入する時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後14日とする。
エ 次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。
(ア) 解体、撤去、分解又は取片づけ工事
(イ) 建物の基礎工事及び外溝工事
オ 受注者は、保険契約締結後に請負額の変更又は工事の延長等があった場合は、当該変更の内容に基づき保険契約の変更を行わなければならない。
カ 受注者は、保険契約を締結(変更も含む。)した場合は、当該保険証券等の写しを契約担当官等に提示しなければならない。
- (16) 第47条関係(あっせん又は調停)
建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。
なお、一般競争に付した工事の請負契約においては、中央建設工事紛争審査会とする。

5 指導事項について

- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。
- (2) 建設工事の適正な施工の確保について
ア 建設業法(昭和24年法律第100号)に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

イ 下請代金の支払については、建設業法を遵守すること。

ウ 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を配置すること。この場合において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置することとし、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

エ ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

ア 建設業者は、建設業退職金共済組合(以下「組合」という。)に加入するとともに、建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

イ 受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事契約締結後1か月以内に提出すること。なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその理由及び証紙購入予定を併せて申し出ること。

ウ 組合に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者は、今後の指名等について考慮することがある。

エ 証紙購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。

オ 下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該契約受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。

カ 下請契約における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、下請契約における注文者に組合加入手続及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、下請契約における注文者は積極的に受託するようにすること。

キ 受注者は、組合から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ ダンプカー協会の設立状況を踏まえ、同協会への加入を促進すること。

カ ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会加入車を優先的に使用すること。

キ 工事の現場に出入りする一人一車等零細なダンプカー事業者に対し、協業化による運送免許の取得を促進するよう指導すること。

ク 工事の施工に当たっては、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車に限って使用すること。

ケ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

コ アからケまでのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(6) 分別解体等実施義務について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項の規定による分別解体等を行わなければならない。

(7) 防経施第6993号(20. 6.5)「防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について(通達)」に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。

ア 下請等から暴力団を排除するための措置について

都道府県警察から、暴力団関係業者として、防衛省が発注する工事(以下「発注工事」という)から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、下請等として使用しないこと。

イ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(ア) 発注工事において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(イ) (ア)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(ウ) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は発注者と協議を行うこと。

ウ 通報等義務を怠った場合の措置について

- (ア) 暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うこととする。
- (イ) (ア)による指名停止を受けた者については、工事の施工成績の評定に反映させることとする。
- (ウ) (ア)による指名停止を受けた者については、その旨を公表することとする。
- (エ) (ア)による指名停止を受けた者については、下請等の承認をしてはならないこととする。

6 入門手続について

- (1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札見積のために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に立ち入り月日及び立ち入りしようとする人数等について工事の契約事務をつかさどる部署と調整を行うこととする。
- (2) 工事の施工に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に工事監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出の上、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入ることとする。

第2 特記事項

1 工期の厳守について

本工事の施工に当たって、工事が遅延することがないように努めること。

2 本工事の施工期間は、次のとおりとする。

契約日から令和5年3月31日(金)までの間

3 本工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、次の期間において工事現場への専任を要しないこととする。

- (1) 本工事の契約締結日から現場施工するまでの期間
- (2) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

4 本工事から発生する産業廃棄物は、受注者の負担と責任において、産業廃棄物処理場に運搬、処分することとする。なお、処分に先だち、受け入れ条件等を確認し、監督官に報告することとする。

5 発生材について、鉄屑等は監督官の指示する場所に種別毎整理のうえ本工事の施工期間末日までに、発生材調書とともに引き渡すものとする。それ以外については、請負者の負担において、関係法規に基づき確実に処分し、処分後官側に産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出すること。

6 本工事に使用する電気、上下水道等については有料とし、使用申請等にて許可を受け

陸上自衛隊北熊本駐屯地第392会計隊の指示に従いその代価を支払うものとする。

7 本件工事の実施にあたっては、次の点に配慮することとする。

- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守
- (2) 建設工事に係る法令の遵守
- (3) 労働福祉の改善
- (4) 建設業退職金共済制度の活用
- (5) ダンプトラック等による過積載等の防止
- (6) 廃棄物の不法投棄の防止

8 特記仕様書に記載された事項のほか、関係法令に基づく工事に必要な届出書類の手続は、受注者が行うただし、消防法に基づく危険物の申請及び建築基準法に基づく建物等の評定申請はこの限りではない。